

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

実施機関は、審査請求の対象となった情報のうち、平成 23 年 5 月 18 日（水）及び同月 20 日（金）に開催された監督者会議に係る監督者会議録に記載された警察署の名称を開示すべきである。

### 第 2 諮問事案の概要

#### 1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成 24 年 8 月 12 日、奈良県情報公開条例（平成 13 年 3 月奈良県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「奈良警察署監督者会議録（平成 23 年 4 月以降分）」の開示請求を行った。

#### 2 実施機関の決定

- (1) 平成 24 年 10 月 9 日、実施機関は、1 に記載の開示請求のうち、「奈良警察署監督者会議（平成 24 年 1 月以降分）」に対応する行政文書として、次のア 開示する行政文書のとおり特定した上で、イ 開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定を行い、ウ 開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

##### ア 開示する行政文書

奈良警察署監督者会議録（平成 24 年 1 月 4 日から平成 24 年 8 月 9 日）

##### イ 開示しない部分

- (ア) 警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名及び印影  
(イ) 当直報告内容の一部、各課長等の指示・連絡事項の一部、副署長の指示・連絡事項の一部、署長総括指示の一部、補足の一部

##### ウ 開示しない理由

- (ア) 条例第 7 条第 2 号に該当

特定の個人を識別することができるものであり、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため。

- (イ) 条例第 7 条第 2 号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

条例第 7 条第 4 号に該当

犯罪捜査に関する情報であり、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜

査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

条例第7条第6号に該当

犯罪捜査などの警察業務に関する情報であり、開示することにより、犯罪を企図する者が、捜査手法等の分析を行い、対抗措置を講じるなど、犯罪抑止・検挙等の目的が達成できなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

また、他の行政機関等が行う事務事業に関する情報が記録されており、開示することにより、当該行政機関等との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれるおそれがあるため。

(2) 平成24年11月30日、実施機関は、1に記載の開示請求のうち、「奈良警察署監督者会議録（平成23年4月から同年12月まで）」（以下「本件開示請求」という。）に対応する行政文書として、次のア 開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、イ 開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、ウ 開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

ア 開示する行政文書

奈良警察署監督者会議録（平成23年4月～平成23年12月）

イ 開示しない部分

- (ア) 警部補以下の階級にある警察官又はそれに相当する職員の氏名及び印影
- (イ) 当直報告内容の一部、副所長の指示・連絡事項の一部、署長総括指示の一部、添付資料の一部
- (ウ) 各課長等の指示・連絡事項の一部

ウ 開示しない理由

(ア) 条例第7条第2号に該当

特定の個人を識別することができるものであり、警部補以下の階級にある警察官又はそれに相当する職員の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため。

(イ) 条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

条例第7条第4号に該当

犯罪捜査に関する情報であり、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

条例第7条第6号に該当

犯罪捜査などの警察業務に関する情報であり、開示することにより、犯罪を企図する者が、捜査手法等の分析を行い、対抗措置を講じるなど、犯罪抑

止・検挙等の目的が達成できなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

(ウ) 条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

条例第7条第3号に該当

特定の法人を識別することができるものであり、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な権利利益を害するおそれがあるため。

条例第7条第4号に該当

犯罪捜査に関する情報であり、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

条例第7条第6号に該当

犯罪捜査などの警察業務に関する情報であり、開示することにより、犯罪を企図する者が、捜査手法等の分析を行い、対抗措置を講じるなど、犯罪抑止・検挙等の目的が達成できなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

### 3 審査請求

審査請求人は、平成24年12月9日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級庁である奈良県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、条例第7条第4号及び第6号に該当するとして非開示とした部分のうち、当該各号に該当しない部分（以下「本件不開示情報」という。）の開示を求める旨の審査請求を行った。

なお、その他の不開示部分は審査請求の対象となっていない。

### 4 諮問

平成24年12月20日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

条例第7条第4号及び第6号に該当するとして非開示とした部分のうち、当該各号に該当しない部分を開示するとの裁決を求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

条例第7条第4号において、実施機関は公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報について、相当の理由がある場合は、不開示とすることが規定されているが、相当性の判断について、実施機関の判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて理由付記がされていない。

また、同条第6号において、事務事業支障情報に該当する場合は、不開示とすることが規定されているが、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるが、この件についての理由付記がされていない。

#### 第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、理由説明書及び口頭理由説明において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

##### 1 理由説明書

###### (1) 不開示とした理由

###### ア 本件開示請求に係る対象文書について

本件開示請求に係る対象文書については、請求する行政文書の名称等が「奈良県警察署監督者会議録（平成23年4月以降分）」であり、審査請求人が開示請求した日が平成24年8月12日であったことから、平成23年4月1日から請求日現在作成されていた平成24年8月9日までの奈良警察署監督者会議録を特定したものである。

###### イ 監督者会議について

監督者会議については、奈良県警察処務規程（昭和41年12月27日奈良県警察本部訓令第18号。以下「処務規程」という。）第17条第1項の「署長は、警察運営の能率化並びに指導の連絡統一を図るため、幹部を招集して会議を開催するものとする。」との規定に基づき開催されている。

監督者会議は署長、副署長（次長）及び各課（係）長が出席し、当直中における取扱事案の報告、業務予定の連絡、各課における懸案事項等の報告がなされるとともに、署長等から業務指示等が行われる。

###### ウ 監督者会議録について

監督者会議録については、処務規程第17条第2項の「前項の会議は、必要により開催し、監督者会議録に議事の要旨を記載しておかなければならない。」との規定に基づき作成されている。

監督者会議録には監督者会議において報告された取扱事案の概要や署長等が業務指示した内容等が記載されており、必要に応じて各種通達の写しや業務上参考となる資料が添付される場合もある。

###### エ 条例第7条第2号及び同条第3号の該当箇所について

審査請求人の審査請求の趣旨は「条例第7条第4号及び同条第6号に該当するとして不開示とした部分のうち、当該各号に該当しない部分を開示するとの裁決を求める。」ということであるので、本件対象文書のうち、条例第7条第2号及び同条第3号に該当するとして不開示とした部分については不服がないものと判

断し、不開示とした理由についての説明は省略する。

#### オ 条例第7条第4号の該当性について

本号の趣旨は、公共の安全と秩序の維持を確保する観点から、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行など刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に係る情報について、公にすることにより、これに支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

本号に該当する情報は、その性質上、開示・不開示の判断に、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。したがって、「実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定することにより、本号該当性については、司法審査の場において、実施機関の第一次的判断が尊重され、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断されるものであることを法文上で明らかにしたものである。

監督者会議では、発生した事件、事故に対する捜査の判断や捜査方針、また、現在行っている捜査に係る検討事項に対する警察本部の方針や警察署での方針につき、幹部間で意思疎通を図るとともに、署員に指示伝達することを目的の一つとしていることから、その結果を記載する監督者会議録には、当該捜査等の具体的な指示事項等が記載されている。

また、添付資料には、発生した事件・事故の概要、捜査の実施計画、捜査手法、警備体制等、個別具体的な内容が記載されている場合がある。これらのうち、特に、捜査方針や捜査手法に関する情報については、これらの内容が公になると、犯罪を企図する者がこうした情報を知る術を得て、捜査の手の内を事前に知った上で犯罪を犯すことが可能となる。その結果、犯行の巧妙化、逃走手段の確保、証拠隠滅、捜査のかく乱、偽装のための工作、口裏合わせ等の対抗措置をとられる可能性があるなど、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれが生じることとなる。

#### カ 条例第7条第6号の該当性について

「事務又は事業に関する情報」については、県、国の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、条例第7条第6号に例示されているもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとされている。

なお、同号にいう「事務又は事業に関する情報」については、「当該事務又は事業に直接関わる情報だけではなく、当該事務又は事業の実施に影響を与える関連情報を含む」とされ、また、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるかどうかについては、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要があり、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるとされている。

監督者会議は処務規程にあるように、警察運営の能率化並びに指導の連絡統一

を図るために幹部を招集して開催される会議である。したがって、同会議では、例えば、発生中の事件に対する対応や事後捜査の判断に関する協議検討、被留置者の動向等に関する各課間の情報共有、その他警察署内における業務の効率化に資する指導の連絡統一等が行われるとともに、署長等から必要な指示がなされることとなる。

監督者会議録にはこうした会議の内容が記載されるとともに、前記オにおいて説明したとおり、添付資料には、発生した事件の概要や捜査の実施計画、捜査手法、警備体制等の具体的な内容が含まれる場合がある。

これらの情報が開示されると、犯罪を企図する者が対抗措置をとるなどした場合に、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがある。

また、被留置者の動向等の情報が開示されると、警察が被留置者の動向にどのような対応をするのかが判明し、留置業務等反復して行われる事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

#### キ 審査請求の理由について

条例第11条には開示請求に対する措置が定められており、同条第3項において、不開示決定又は一部開示決定をした場合に、その理由を通知書に記載することを、実施機関に義務付けている。

審査請求人は審査請求の理由において、「条例第7条第4号の相当性の判断について、実施機関の判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて理由付記がされていない。また、同条第6号において、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるが、この件についての理由付記がされていない。」としているが、条例の解釈運用基準では、「実施機関は、不開示事項のいずれに該当するかだけでなく、行政文書を開示することができない理由を、できる限り具体的かつ明確に記載しなければならない。単に条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、開示請求者が拒否の理由を明確に認識しうるものであることが必要であると解されており、不開示情報の内容が明らかにならない限度において、どのような種類の情報が記録されているかを示すことになると考えられる。」としていることから、開示請求に対する不開示理由の記載にその判断理由まで記載しなければならないとは解されないと判断した。

なお、平成14年4月17日、奈良地裁で「公文書の非開示決定を通知する書面に付記すべき理由としては、単に非開示理由として列記された条文を示すのみでは足りないが、これとともに、条文のうちの該当部分を示して理由を記載すれば足りるというべきである。」との判例もある。

#### ク その他

審査請求人は本件開示請求に係る決定に対して、行政文書の開示の実施方法等申出書の返送や本件対象文書の閲覧等を行うことなく、実施機関が送付した行政文書一部開示決定通知書の開示しない部分とその理由のみを基に審査請求を行ったものである。よって、審査請求人が本件対象文書の内容を承知していないことから、本理由説明書では、本件対象文書に記載されている情報のどの部分が条例第7条第4号または同条第6号に該当するかとの具体的な説明は省略したものである。

なお、実施機関は、平成24年10月9日付けで、本件開示請求に係る行政文書の一部を開示するとの決定を行うに際し、開示しない部分とその理由を付記した行政文書一部開示決定通知書を送付しているが、審査請求人は、当該決定には不服申立てを行っていないことを申し添える。

## (2) 結語

以上のことから、実施機関が行った本件処分は妥当なものであり、審査庁である諮問実施機関としては、本件決定については原処分維持が適当と考える。

## 2 口頭理由説明

審査請求人が開示請求を行った行政文書の名称は「奈良警察署監督者会議録（平成23年4月以降分）」であり、開示請求のあった日は、平成24年8月12日であるため、平成23年4月1日から請求日現在作成されていた平成24年8月9日までの間に奈良警察署で作成された監督者会議録を対象文書として特定した。

なお、本件対象文書については枚数が多いため、2回に分けて開示決定をしており、審査請求が提起されたのは、2回目に開示決定をした平成23年4月から同年12月までの会議録である。

不開示部分の理由について、当直時に発生した事件・事故、相談、その他の取扱事案を内容とする記述については、当事者の個人情報に当たるほか、公にすることにより、警察の着眼点や捜査方針等が明らかになることから、公共安全情報及び事務事業情報に該当する。

また、監督者会議において署長、副署長及び各課長等が発言した内容のうち、個人情報に該当する部分、さらに捜査に関する情報については、公共安全情報及び事務事業情報に該当すると判断する。

被留置者の動向等についても、氏名、罪名、病名等は個人情報に該当するほか、公にすると、警察の対応方針が明らかとなるとともに、会議録作成日と照合することにより、被留置者が留置されている警察署名が推測され、被留置者による危険物の隠匿、自傷他害行為又は監視体制の間隙を突いた逃走行為及び被留置者の関係者によるこれらの行為に対する関与を容易にするなど、留置施設の円滑な運営に支障を及ぼすおそれがあることから、事務事業情報に該当すると判断する。

実施機関が借り受けている民間駐車場の名称については、開示されると、当該駐車場に対する不法行為等により、当該借り受けに係る契約が継続できない等、警察庁舎等の管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

警察職員への意見聴取の内容については、当該意見聴取が非違事案防止対策のために行ったものであって、聴取した意見の内容は公にしないことを前提にしているものであることから、開示されると、実施機関と職員との信頼関係を損ない、今後行う同種同様の意見聴取において、職員が忌憚のない意見表明を控えるなど、実施機関が行う意見聴取に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の

県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

## 2 本件行政文書について

実施機関では、警察運営の能率化並びに指導の連絡統一を図るため、処務規程第17条第1項に基づき、警察署長が幹部職員を招集して、監督者会議を開催している。監督者会議においては、当直中における取扱事案の報告、業務予定の連絡、各課における懸案事項等を共有するとともに、監督者会議に出席した者が部下職員に対して業務指示等を行っている。

本件行政文書は、平成23年4月から同年12月までに開催された奈良警察署における監督者会議に係る議事録（以下「監督者会議録」という。）である。当該監督者会議録には、開催日時、開催場所、出席者名、監督者会議において報告された取扱事案の概要や監督者会議に出席した署長、副署長、地域官、会計官及び刑事官（以下「署長等」という。）の指示内容等が記載されており、必要に応じて各種通達の写しや業務上参考となる資料が添付されている。

## 3 本件決定の妥当性について

### (1) 本件不開示情報について

実施機関は、当直報告内容の一部、副署長の指示・連絡事項の一部、署長総括指示の一部、添付資料の一部について条例第7条第2号、第4号及び同条第6号に、各課長等の指示・連絡事項の一部について条例第7条第2号から第4号まで及び同条第6号に該当するとして不開示としているのに対し、審査請求人は実施機関が条例第7条第4号及び第6号に該当するとして不開示とした部分のうち、当該各号に該当しない部分の開示を求めている。

当審査会が本件行政文書を見分したところ、これらの情報は、特定の罪種に係る捜査手法、個別案件に係る捜査状況及び捜査手法、捜査体制及び当直体制、捜査の重点事項、取り調べの手法、特定の事案を取り扱った警察署の名称、警衛警護に関する情報、留置施設の管理に関する情報、警察署庁舎等の管理に関する情報及び警察職員に対する意見聴取に関する情報であることが認められた。

実施機関は、特定の罪種に係る捜査手法、個別案件に係る捜査情報及び捜査手法、捜査体制及び当直体制、捜査の重点事項及び取り調べの手法（以下「捜査手法等」という。）については、条例第7条第4号及び第6号に、特定の事案を取り扱った警察署の名称（以下「警察署名」という。）及び警衛警護に関する情報については、

条例第7条第4号に、留置施設の管理に関する情報、警察署庁舎等の管理に関する情報及び警察職員に対する意見聴取に関する情報については、条例第7条第6号に該当するため不開示とした旨説明している。

(2) 条例第7条第4号及び同条第6号について

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、不開示とすることを定めている。

同条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。

(3) 不開示情報該当性について

ア 捜査手法等について

実施機関が、条例第7条第4号及び第6号に該当すると説明している捜査手法等について、以下検討する。

実施機関が捜査の対象とする者については、様々な手段を用いて犯罪行為を実現しようとする状況や、実施機関による犯罪行為の認知及び犯人の検挙や訴追に対する妨害等、捜査を妨害しようとする状況が想定される場所であり、この点を考慮すると、これらの情報が公にされることにより、これらの者に有意な情報を提供することとなり、そのことによって、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれや、犯人及び証拠の発見等の支障となるおそれがあるとする諮問実施機関の説明には合理性が認められる。

以上のことから、捜査手法等については、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、条例第7条第4号の不開示情報に該当するため、条例第7条第6号該当性を判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

イ 警衛警護に関する情報について

実施機関は、警衛警護に関する情報について、条例第7条第4号に該当すると説明しているので、以下検討する。

要人の来訪に際しては、テロ等の犯罪行為の標的にされることが想定される場所である。そして、テロ等の犯罪行為を企図する者については、様々な手段を用いて当該行為を実現しようとする状況が想定される場所であり、この点を考慮すると、警衛警護に関する情報を公にすることにより、これらの者に有意な情報を提供することとなり、そのことによって、テロ等の犯罪行為を誘発し、又はその実行を容易にするおそれがあるとする諮問実施機関の説明には合理性があると認められる。

以上のことから、警衛警護に関する情報については、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当がある情報と認めら

れ、条例第7条第4号の不開示情報に該当することから、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

ウ 警察署名について

実施機関が、条例第7条第4号に該当すると説明している警察署名について、以下検討する。

当該警察署名は、平成23年5月18日（水）及び同月20日（金）に開催された監督者会議に係る監督者会議録に記載された、開示決定時点において係争中の刑事事件に係るものであって、報道機関により報道されていた情報である。

この点について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、当該警察署名が報道されたのは1回のみであり、開示することにより、被疑者の逃亡、証拠隠滅及び虚偽供述のおそれ並びに被疑者の供述の矛盾点の追求が困難になるおそれがある旨説明している。

しかし、当該事案に係る事実関係については、当該事案の公判の過程で明らかになったものであることから、本件決定時点において、被疑者、弁護士及び事件関係者が了知していたと考えるのが相当である。

そうすると、本件事案が本件決定時点において係争中であったという事情を勘案したとしても、当該警察署の名称を公にすることによって、被疑者の逃亡、証拠隠滅及び虚偽のおそれ並びに被疑者の矛盾点の追求が困難になるおそれがあるとする実施機関の説明に合理性があるとは認められない。

これらのことから、警察署名については、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であるとは認められないことから、条例第7条第4号には該当しない。

以上のことから、捜査手法等及び警察署名のうち、平成23年5月18日（水）及び同月20日（金）に開催された監督者会議に係る監督者会議録に記載された警察署名は、条例第7条第4号に該当しないため開示すべきである。

エ 留置施設の管理に関する情報、警察庁舎等の管理に関する情報及び警察職員に対する意見聴取に関する情報について

実施機関は、留置施設の管理に関する情報、警察署庁舎等の管理に関する情報及び警察職員に対する意見聴取に関する情報（以下「施設管理等情報」という。）について、条例第7条第6号に該当する旨説明しているので、以下検討する。

(ア) 条例第7条第6号前段について

施設管理等情報は、実施機関が保有する施設の管理に係る事務及び実施機関が職員に対して行った意見聴取の内容に関する情報である。

したがって、これらの情報は、実施機関の事務に関するものであるため、条例第7条第6号前段に該当する。

(イ) 条例第7条第6号後段について

i 留置施設の管理に関する情報について

留置施設の管理に関する情報について、当審査会が本件行政文書を見分したところ、実施機関が管理する留置施設に留置されている人数の増減、留置施設の定員及び被留置者に対する対応に係る記述等が不開示とされていることが認められた。

実施機関は、これらの情報が公にされることにより、留置に係る警察の体制や監督者会議録の日付と照合することにより特定の被留置者が留置されている警察署名が推測される等、被留置者による危険物の隠匿、自傷他害行為又は監視体制の間隙を突いた逃走行為及び被留置者の関係者によるこれらの行為に対する関与を容易にする等、留置施設の規律及び秩序の維持等に支障を生じるおそれがある旨説明している。

実施機関が留置している者の中には、様々な手段を用いて自らの訴追を免れようとする者や留置施設からの逃走を企図している者が一定程度存在することは否定できないところであり、このことを考慮すると、これらの情報を公にすることにより、被留置者やその関係者に有意な情報を提供することになり、そのことによって、留置施設の規律及び秩序の維持等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のことから、留置施設の管理に関する情報については、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

## ii 警察署庁舎等の管理に関する情報

警察署庁舎等の管理に関する情報について、当審査会が本件行政文書を見分したところ、職員の利用に供するために実施機関が借り受けた民間駐車場（以下、単に「民間駐車場」という。）の名称が開示とされていることが認められた。

実施機関は、当該民間駐車場の名称を公にした場合、当該民間駐車場において不法行為が行われる等、実施機関の適正な庁舎等の管理に支障を及ぼすおそれがある旨説明している。

実施機関の職務については、犯罪捜査等に係る現場での活動が予定されているものであることから、一定程度、実施機関に恨みを抱く者がいることは否定できないところであり、そのことを考慮すると、実施機関の職員が利用している民間駐車場の名称が公になることにより、これらの者が当該駐車場において、駐車車両へのいたずらやゴミの投棄等の不法行為を行うことにより、実施機関が当該駐車場を借り受けられなくなるなど、庁舎等の管理に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

これらのことから、警察署庁舎等の管理に関する情報については、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

## iii 警察職員に対する意見聴取に関する情報

警察職員に対する意見聴取に関する情報について、当審査会が本件行政文書を見分したところ、実施機関が非違事案防止策を検討するために警察職員による検討会を実施した際の、当該警察職員による意見が開示とされていることが認められた。

実施機関は、当該検討会は意見の内容を公にしないことを前提に、非違事案防止対策を目的として行ったものであり、当該意見の内容を公にした場合、実施機関と職員との信頼関係を損ない、今後行う同種同様の意見聴取において、職員が忌憚のない意見表明を控えるなど、実施機関が行う意見聴取に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明している。

非違事案防止対策を目的とした意見聴取においては、実施機関が組織として抱える課題等に関する言及が想定されることから、意見の内容について公開しないことを前提に開催したとする実施機関の説明について特段不自然、不合理な点は

認められない。そうすると、当該意見の内容を公にすることにより、実施機関と職員との信頼関係が損なわれることとなり、自らの発言が公になることを想定して率直な発言を控えることにより、非違事案防止策の検討のために必要な情報を得ることが困難になる等、今後行われる同種の意見聴取に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

これらのことから、警察官に対する意見聴取に関する情報は、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

#### (ウ) まとめ

以上のことから、施設管理等情報については、条例第7条第6号に該当するため、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

### (3) 理由付記について

条例第11条第3項には、「開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。」と規定されているが、この規定は、不開示とする理由の有無について、行政の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、審査請求等に便宜を与える趣旨であると解される。

審査請求人は、条例第7条第4号において、実施機関は公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報について、相当の理由がある場合は、不開示とすることが規定されているが、相当性の判断について、実施機関の判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて理由付記がされていない旨主張している。

また、条例第7条第6号に係る不開示部分の理由付記について、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるが、これらの点についての理由付記がされていない旨主張している。

当審査会が、本件決定に係る行政文書一部開示決定通知書を見分したところ、開示しない部分欄に、「当直報告内容の一部」「副所長の指示・連絡事項の一部」「署長総括指示の一部」「添付資料の一部」及び「各課長等の指示・連絡事項の一部」と不開示部分について相当程度具体的に記載され、開示しない理由欄に、「条例第7条第4号に該当」等、不開示とした根拠規定が掲げられるとともに、本件不開示情報の性質及び具体的な事務支障の内容等が記載されていることが認められる。

理由付記の際には、不開示情報が明らかにならない限度において記載する必要があり、このことを考慮すると、本件決定における理由付記は、本件決定を取り消さなければならないほどの不備があるとはいえない。

## 4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成24年12月20日	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
平成25年 2月 4日	・ 諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成30年12月27日 (第226回審査会)	・ 事案の審議を行った。 ・ 事案の併合を行った。
平成31年 1月31日 (第227回審査会)	・ 諮問実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成31年 2月19日 (第228回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成31年 3月28日 (第229回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 元年 5月31日 (第230回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 元年 6月26日 (第231回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
令和 元年 7月23日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いろめよしお 以呂免義雄	弁護士	会長代理
くぼ ひろこ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授（住生活・住環境学）	
こたに まり 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授（行政法）	
のだ たかし 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 （行政法）	会 長
ほそみみえこ 細見三英子	元産経新聞社記者	